

料金改定に関する経過措置について

水道料金の料金改定は、原則として令和 8 年 4 月 1 日以降に検針した分の料金から新料金に改定されますが、3 月 3 1 日以前から継続してご使用のお客様には下記の経過措置が適用されます。

● 3 月 3 1 日以前からご使用のお客様

◎令和 8 年 5 月検針分の料金から新料金が適用されます。

検針月	令和 8 年					
	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月
4 月検針分 (旧料金)		ご使用期間 	検針			
5 月検針分 (新料金)			ご使用期間 	検針		

● 4 月 1 日以降にご使用のお客様

◎令和 8 年 4 月検針分の料金から新料金が適用されます。

検針月	令和 8 年					
	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月
4 月検針分 (新料金)			ご使用期間 			
5 月検針分 (新料金)			ご使用期間 	検針		